

生活環境に係る環境基準の水域類型指定状況

区分	水域		該当類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
河川	小瀬川水域	(1) 前瀬橋より上流	AA	昭48.3.31	直ちに達成
		(2) 前瀬橋より中市井堰まで	A	"	"
		(3) 中市井堰より下流	B	"	"
	錦川水系	(1) 麻里布堰より今津川下流	B	昭47.6.15	"
		(2) 川下堰より門前川下流	B	"	"
		(3) 麻里布堰より上流(山代湖及び菅野湖に係る水域並びに(4)に掲げる水域を除く。)	A	"	"
		(4) 宇佐川	AA	"	"
	由宇川水系	全域	A	昭50.3.31	"
	柳井川水系	(1) 柳井川と井向川の合流点より下流((3)及び(4)に掲げる水域を除く。)	B	昭48.8.21	5年以内で可及的速やかに達成
		(2) 柳井川と井向川の合流点より上流	A	"	直ちに達成
		(3) 帰ノ城橋より姫田川下流	B	"	5年以内で可及的速やかに達成
		(4) 帰ノ城橋より姫田川上流	A	"	直ちに達成
	土穂石川水系	(1) 八幡橋より下流	B	"	5年以内で可及的速やかに達成
		(2) 八幡橋より上流	A	"	直ちに達成
	田布施川水系	(1) 庄山堰より下流((3)及び(4)に掲げる水域を除く。)	B	"	"
		(2) 庄山堰より上流	A	"	"
		(3) 平田橋より灸川下流	B	"	"
		(4) 平田橋より灸川上流	A	"	"
	光井川水系	(1) 光井橋上流約100mの堰より下流	B	平4.4.3	5年以内で可及的速やかに達成
		(2) 光井橋上流約100mの堰より上流	A	"	直ちに達成
	島田川水系	全域	A	昭48.8.21	"
	切戸川水系	(1) 切戸橋堰より下流	B	昭50.3.31	5年以内で可及的速やかに達成
		(2) 切戸橋堰より上流	A	"	"
	平田川水系	(1) 大海町橋より下流	B	昭48.8.21	直ちに達成
		(2) 大海町橋より上流	A	"	"
	末武川水系	全域(米泉湖に係る水域を除く。)	A	"	"
	富田川水系	(1) 音羽橋より下流	B	"	"
(2) 音羽橋より上流(川上ダム貯水池(菊川湖)に係る水域を除く。)		A	"	"	
夜市川水系	(1) 島屋頭首工より下流	B	"	"	
	(2) 島屋頭首工より上流	A	"	"	
佐波川水系	(1) 佐野堰より下流	B	昭47.6.15	"	
	(2) 佐野堰より上流(島地川ダム貯水池(高瀬湖)及び大原湖に係る水域を除く。)	A	"	"	
榎野川水系	(1) 淋洗堰より下流	B	昭48.2.20	"	
	(2) 淋洗堰より上流	A	"	5年を超える期間で可及的速やかに達成	

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
河川	南若川水系	(1) 向山堰より下流	B	昭57.4.6	直ちに達成
		(2) 向山堰より上流	A	"	"
	真締川水系	(1) 西宮橋上流50mの地点より下流	B	昭50.3.31	5年以内で可及的速やかに達成
		(2) 西宮橋上流50mの地点より上流	A	"	"
	厚東川水系	(1) 古川と厚東川との合流点より下流	B	昭62.4.21	直ちに達成
		(2) 古川と厚東川との合流点から厚東川ダムまで	A	"	"
		(3) 厚東川ダムより上流(小野湖に係る水域及び(4)に掲げる水域を除く。)	A	"	"
		(4) 大田川(小野湖に係る水域を除く。)	A	"	"
	有帆川水系	(1) 鳴瀬頭首工より下流	B	昭48.8.21	"
		(2) 鳴瀬頭首工より上流	A	"	"
	厚狭川水系	(1) 厚狭大橋より下流((3)及び(4)に掲げる水域を除く。)	B	"	"
		(2) 厚狭大橋より上流	A	"	"
		(3) 石丸橋より大正川下流	B	"	"
		(4) 石丸橋より大正川上流	A	"	"
	木屋川水系	(1) 吉田堰より下流	B	昭47.6.15	5年以内で可及的速やかに達成
		(2) 吉田堰より上流(豊田湖に係る水域を除く。)	A	"	"
	武久川水系	全域	B	昭50.3.31	5年を超える期間で可及的速やかに達成
	綾羅木川水系	(1) 観月橋より下流	B	"	5年以内で可及的速やかに達成
		(2) 観月橋より上流	A	"	"
	友田川水系	(1) 山陰本線鉄橋より下流	B	"	"
		(2) 山陰本線鉄橋より上流	A	"	"
	川棚川水系	(1) 新井手堰より下流	B	昭58.4.12	直ちに達成
		(2) 新井手堰より上流	A	"	"
	粟野川水系	(1) 粟野川((2)に掲げる水域を除く。)	A	昭50.3.31	"
		(2) 蓋之井川	AA	"	"
	掛淵川水系	全域	A	"	"
	深川川水系	全域	A	昭48.8.21	"
	三隅川水系	全域	A	昭59.3.21	"
	阿武川水系	(1) 阿武川ダムより下流	A	昭48.8.21	5年以内で可及的速やかに達成
		(2) 阿武川ダムより上流(阿武川ダム貯水池に係る水域並びに(3)及び(4)に掲げる水域を除く。)	AA	"	直ちに達成
(3) 蔵目喜川(阿武川ダム貯水池に係る水域を除く。)		AA	"	"	
(4) 佐々並川(阿武川ダム貯水池に係る水域を除く。)		AA	"	"	
大井川水系	全域	A	昭59.3.21	"	
田万川水系	全域	A	"	"	

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
湖 沼	小瀬川ダム湖	全域	A	平13.3.30	直ちに達成
	弥栄湖	全域	A	平22.9.24	"
	山代湖	全域	A	平13.4.20	"
	菅野湖	全域	A	昭47.6.15	"
	米泉湖	全域	A	平10.3.13	"
	川上ダム貯水池 (菊川湖)	全域	A	昭63.4.5	5年以内で可及的速やかに達成
	島地川ダム貯水池 (高瀬湖)	全域	A	"	"
	大原湖	全域	A	平11.4.13	直ちに達成
	常盤湖	全域	B	昭50.3.31	"
	小野湖	全域	A	昭62.4.21	5年を超える期間で可及的速やかに達成
	豊田湖	全域	A	"	"
	阿武湖	全域	A	昭63.4.5	直ちに達成
海 域	広島湾西部	(1) 大竹市大竹港防波堤、同防波堤中点と同地点から東北東100mの地点を結ぶ線、同地点と小方南港東防波堤先端から東北東100mの地点を結ぶ線、同地点と小方南港西防波堤先端から北北東100mの地点を結ぶ線、同地点と小方南港西防波堤先端を結ぶ線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域(大竹港(1))	C	昭49.5.13	5年以内で可及的速やかに達成
		(2) 大竹市大竹港防波堤南端と同地点から東北東250mの地点を結ぶ線、同地点と小方南港東防波堤先端から東北東250mの地点を結ぶ線、同地点と小方南港西防波堤北西端から北北東250mの地点を結ぶ線、同地点と小方南港西防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって大竹港(1)に係る部分を除いたもの(大竹港(2))	B	"	"
		(3) 岩国市装束地区北防波堤、同防波堤取付地点より当該防波堤の外法にそって150mの地点と同地点から方位角123度で1,350mの地点を結ぶ線、同地点と今津川河口左岸から東500mの地点を結ぶ線、同地点と今津川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(岩国港(1))	C	"	"
		(4) 和木町大字和木字沖開さく岸壁と和木町大字和木字沖開さく護岸との接点と同地点から方位角123度で1,350mの地点を結ぶ線、同地点と今津川河口右岸から東1,400mの地点を結ぶ線、同地点と今津川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって岩国港(1)に係る部分を除いたもの(岩国港(2))	B	"	"
		(5) 大竹市小方1丁目1543-1南端と恵川河口南方1,400mの地点(北緯34度14分19秒、東経132度13分48秒)を結ぶ線、同地点と革籠崎の西方2,600mの地点(北緯34度13分56秒、東経132度14分47秒)を結ぶ線、同地点と小瀬川河口右岸から東2,000mの地点を結ぶ線、同地点と今津川河口右岸から東2,200mの地点を結ぶ線、同地点と今津川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって大竹港(1)、大竹港(2)、岩国港(1)及び岩国港(2)に係る部分を除いたもの(大竹・岩国地先海域)	A	"	"
		(6) 広島県轄浜鼻と同県厳島聖崎を結ぶ線、同島センゴ鼻と同県西能美島豪頭鼻を結ぶ線、同県東能美島親休鼻と山口県情島黒崎鼻を結ぶ線、同地点と同県屋代島瀬戸ノ鼻を結ぶ線、同島明神鼻と同県瀬戸山鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって大竹港(1)、大竹港(2)、岩国港(1)、岩国港(2)及び大竹・岩国地先海域に係る部分を除いたもの(広島湾西部)	A	"	直ちに達成

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間		
	名称	範囲		指定年月日	達成期間	
海	柳井・大島	(1) 大島郡東和町大字伊保田字東網代980瀬戸ヶ鼻から同郡大島町大字戸田字大波881法師崎南端を経て同町大字西三蒲字明神10の1明神北端に至る陸岸、大島大橋を経、玖珂郡大島町大字神代字瀬戸山1340の5瀬戸山鼻南端から熊毛郡上関町大字室津字瀬口上関大橋北詰に至る陸岸及び上関大橋を経、同町大字長島字殿後148の13から同字148の4赤石鼻南端を経て同大字字現後805現後鼻南端に至る陸岸の地先海域のうち、(2)及び(3)に掲げる海域を除いたもの	A	昭56.4.3	直ちに達成	
		(2) 大島郡大島町大字戸田字大波881法師崎南端から同町大字西三蒲字明神10の1明神北端に至る陸岸及び大島大橋を経、玖珂郡大島町大字神代字瀬戸山1340の5瀬戸山鼻南端から柳井市大字阿月字黒崎219の2黒崎鼻南端に至る陸岸の地先海域のうち、(3)に掲げる海域を除いたもの	A	昭48.8.21	〃	
		(3) 柳井市大字伊保庄字黒嶋1527の1と大島郡大島町笠佐島北端とを結んだ線、同町大字戸田下河内島西端と柳井市大字柳井字稲積1の3とを結んだ線及び同地点から同市大字伊保庄字黒嶋1527の1に至る陸岸によって囲まれた海域	B	〃	〃	
	平生・上関	(1) 熊毛郡上関町大字長島字現後805現後鼻南端から同大字字奈古屋奈古屋崎北端を経て同大字字殿後148の13に至る陸岸及び上関大橋を経、同町大字室津字瀬口上関大橋北詰から同郡田布施町と光市との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域のうち、(2)及び(3)に掲げる海域を除いたもの	A	昭56.4.3	〃	
		(2) 熊毛郡上関町と同郡平生町との境界海岸の地点から同郡田布施町と光市との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域のうち、(3)に掲げる海域を除いた海域	A	昭48.2.20	〃	
		(3) 熊毛郡平生町大字佐賀字東立崎佐賀漁港北端防波堤突端と同町大字馬島用害山三角点を結んだ線、同地点と同郡田布施町と光市との境界海岸の地点とを結んだ線及び陸岸によって囲まれた海域	B	〃	5年以内で可及的速やかに達成	
	域	笠戸湾・光	(1) 熊毛郡田布施町と光市との境界海岸の地点から徳山市大字大島字赤崎806竜宮岬南端に至る陸岸の地先海域のうち、光市御崎町9の1から徳山市大字大島字赤崎806竜宮岬南端に至る陸岸の地先海域であって、昭和46年5月25日閣議決定の笠戸湾(甲)、笠戸湾(乙)、笠戸湾(丙)、光地先海域並びに徳山湾、笠戸湾及び光地先海域に係る部分を除いたもの	A	昭56.4.3	直ちに達成
			(2) 下松市西豊井字重本屋1378番地の3と宮ノ州鼻の尖端を結ぶ直線、宮ノ州鼻の尖端から沿岸沿いに光市よりに500m移動した地点と下松市西豊井魚ヶ淵2063番地から南西方800mの地点延長した地点を結ぶ直線および同地点から下松市西豊井魚ヶ淵2063番地を結ぶ直線並びに陸岸によって囲まれた海域(笠戸湾(甲))	C	昭46.5.25	〃
			(3) 下松市大字笠戸島茶ノ木630番地の1と下松市大字笠戸島字ひょうたん722番地を結ぶ直線並びに陸岸によって囲まれた海域(笠戸湾(乙))	B	〃	〃
(4) 下松市大字平田字東潮上484番地と瀬戸岬の尖端を結ぶ直線、同地点と宮ノ州鼻の尖端を結ぶ直線、同地点と下松市西豊井魚ヶ淵2063番地から南西方向に1,200m延長した地点(北緯33度58分、東経131度53分6秒)を結ぶ直線及び同地点と下松市西豊井魚ヶ淵2063番地を結ぶ直線並びに陸岸によって囲まれた海域であって笠戸湾(甲)に係る部分を除いたもの(笠戸湾(丙))			B	〃	5年以内で可及的速やかに達成	

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
海	笠戸湾・光	(5) 島田川の左岸と大水無瀬島の北端を結ぶ直線、大水無瀬島の同島南端と光市新宮を結ぶ直線ならびに陸岸によって囲まれた海域(光地先海域)	B	昭46.5.25	5年以内で可及的速やかに達成
		(6) 新南陽市境界線から光市新宮に至る地先地域であって徳山湾(甲)、徳山湾(乙)、笠戸湾(甲)、笠戸湾(乙)、笠戸湾(丙)及び光地先海域に係る部分を除いたもの(徳山湾、笠戸湾及び光地先海域)	A	"	直ちに達成
	徳山湾	(1) 徳山市大字大島字赤崎806竜宮岬南端から同市と防府市との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域のうち、徳山市大字大島字赤崎806竜宮岬南端から新南陽市大字福川字長田576の1に至る陸岸の地先海域であって、昭和46年5月25日閣議決定の徳山湾(甲)、徳山湾(乙)並びに徳山湾、笠戸湾及び光地先海域に係る部分を除いたもの	A	昭56.4.3	"
		(2) 新南陽市高須漁港尖堤と西ノ島の北端を結ぶ直線、西ノ島の南端と中ノ島の南端を結ぶ直線、同地点から南東方向に延長し仙島を結ぶ直線、仙島の州鼻尖端と7号埋立の西南端の標識を結ぶ直線、同地点と蛇島の北端を結ぶ直線及び同地点と徳山市華家字名切34番地を結ぶ直線ならびに陸岸により囲まれた海域(徳山湾(甲))	C	昭46.5.25	"
		(3) 夜市川の右岸尖端と黒髪島白石を結ぶ直線、仙島干渡(黒髪島、仙島、同島南端)と漁人鼻を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた海域であって徳山湾(甲)に係る部分を除いたもの(徳山湾(乙))	B	"	5年以内で可及的速やかに達成
		(4) 新南陽市境界線から光市新宮に至る地先地域であって徳山湾(甲)、徳山湾(乙)、笠戸湾(甲)、笠戸湾(乙)、笠戸湾(丙)及び光地先海域に係る部分を除いたもの(徳山湾、笠戸湾及び光地先海域)	A	"	直ちに達成
	三田尻湾・防府	(1) 徳山市と防府市との境界海岸の地点から同市大字新田字問屋村1885の3に至る陸岸及び錦橋を経、同市大字向島字金ヶ坪渚第1718の4から同大字字翁崎翁崎南端を経て同大字字小田山牛ヶ頸南端に至る陸岸の地先海域のうち、昭和45年9月1日閣議決定の三田尻湾(甲)、三田尻湾(乙)及び三田尻湾(丙)に係る部分を除いたもの	A	昭56.4.3	"
		(2) 浜崎橋の中央と日本特殊農薬製造株式会社防府工場の防波堤の突端を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域(三田尻湾(甲))	C	昭45.9.1	5年以内で可及的速やかに達成
		(3) 竜崎と翁崎を結んだ線の中央を中心として南方に向かって描く半径1,000mの円弧、向島錦橋及び陸岸により囲まれた海域であって、三田尻湾(甲)に係る部分を除いたもの(三田尻湾(乙))	B	"	"
		(4) 竜崎と翁崎を結んだ線の中央を中心として南方に向かって描く半径1,000mの円弧の外側の海域(三田尻湾(丙))	A	"	"
中関・大海	(1) 防府市大字向島字小田山牛ヶ頸南端から同大字字洗川1713の13日本専売公社跡地岸壁を経て同大字字金ヶ坪渚第1718の4に至る陸岸及び錦橋を経、同市大字新田字問屋村1885の2から同市大字田島字西泊西泊崎南端に至る陸岸の地先海域のうち、(2)に掲げる海域を除いた海域	A	昭47.6.15	"	
	(2) 防府市大字田島字西泊西泊崎南端と同市大字向島字洗川1713の13日本専売公社跡地岸壁南端とを結んだ線、同地点から同大字字金ヶ坪渚第1718の4に至る陸岸及び錦橋を経、同市大字新田字問屋村1885の3から同市大字田島字西泊西泊崎南端に至る陸岸によって囲まれた海域	B	"	直ちに達成	

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
海             域	中 関 ・ 大 海	(3) 防府市大字田島字西泊西泊崎南端から吉敷郡秋穂町大字東字赤石赤石鼻南端に至る陸岸の地先海域のうち、(4)に掲げる海域を除いた海域	A	昭47.6.15	5年以内で可及的速やかに達成
		(4) 防府市大字西ノ浦字古立山地蔵鼻南端と同市大字台道字真鍋開作南端とを結んだ線及び陸岸によって囲まれた海域	B	"	直ちに達成
	山 口 ・ 秋 穂	(1) 吉敷郡秋穂町大字東字赤石赤石鼻南端から宇部市大字西岐波字黒崎1430の1に至る陸岸の地先海域のうち、(2)及び(3)に掲げる海域を除いたもの	A	昭56.4.3	"
		(2) 吉敷郡秋穂町大字東千石岩南端から山口市大字秋穂二島字沖岩屋岩屋ノ鼻南端に至る陸岸の地先海域	A	昭47.6.15	"
		(3) 山口市大字秋穂二島字沖岩屋岩屋ノ鼻南端から吉敷郡阿知須町と宇部市との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域	A	昭48.2.20	"
	響 灘 及 び 周 防 灘	(1) 大分県西国東郡香々地町長崎鼻と北九州市門司区網ノ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(豊前地先海域)	A	昭49.5.13	5年を超える期間で可及的速やかに達成
		(2) 宇部市黒崎と大分県西国東郡香々地町長崎を結ぶ線、下関市網代崎と北九州市八幡岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって豊前地先海域並びに昭和46年5月25日閣議決定の宇部東港、宇部本港、工業運河、栄川入江、小野田港、宇部・小野田地先海域(甲)、宇部・小野田地先海域(乙)、奥洞海、製鉄戸畑泊地、堺川泊地、洞海湾湾口部及び響灘に係る部分を除いたもの(響灘及び周防灘)	A	"	直ちに達成
		(3) 山口県菅芝中埋立地南端と宇部市菅東見初沖埋立地西端を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた海域(宇部東港)	C	昭46.5.25	"
		(4) 宇部港西防波堤南端と南防波堤両端を結ぶ直線及び防波堤並びに陸岸によって囲まれた海域(宇部本港)	C	"	"
		(5) 宇部市大字小串字沖の山1985番地の2南端と同1978番地の7東端を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた海域(工業運河)	C	"	5年以内で可及的速やかに達成
		(6) 宇部市菅藤曲埋立地南東端と宇部市大字小串字沖の山1985番地南西端を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた海域(栄川入江)	C	"	直ちに達成
		(7) 小野田セメント埋立地計画防波堤南端と小野田市大字小野田字新沖埋立地西端を結ぶ直線及び防波堤並びに陸岸によって囲まれた海域(小野田港)	C	"	"
		(8) 山口県山陽町大字郡5565番地の1南西端と同地点から南5,000mの地点を結ぶ線、同地点と本山岬から南1,000mの地点を結ぶ線、同地点と山口宇部空港南西端から南方800mの地点(北緯33度54分56秒、東経131度8分3秒)を結ぶ線、同地点と宇部市大字西岐波字黒崎1430番地の1を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって宇部東港、宇部本港、工業運河、栄川入江、及び小野田港に係る部分を除いたもの(宇部・小野田地先海域(甲))	B	"	"
		(9) 山口県山陽町大字郡5565番地の1南西端から宇部市大字西岐波字黒崎1430番地の1に至る陸岸の地先海域であって宇部東港、宇部本港、工業運河、栄川入江、小野田港及び宇部・小野田地先海域(甲)に係る部分を除いたもの(宇部・小野田地先海域(乙))	A	"	"

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
海	豊浦・豊北地先	下関市網代崎から豊浦郡豊北町大字神田字島戸本場岬北端に至る陸岸の地先海域	A	昭57.4.6	直ちに達成
	油谷湾	豊浦郡豊北町大字神田字島戸本場岬北端から大津郡日置町大字日置上字御崎1236今岬北端に至る陸岸の地先海域	A	昭50.3.31	"
	仙崎・深川湾	大津郡日置町大字日置上字御崎1236今岬北端から大津郡三隅町大字三隅中字浜田2941に至る陸岸の地先海域	A	昭48.8.21	"
域	萩地先	大津郡三隅町大字三隅中字浜田2941から萩市大字椿東字奈古屋716の24虎ヶ崎北端に至る陸岸の地先海域	A	"	"
	阿武地先	萩市大字椿東字奈古屋716の24虎ヶ崎北端から島根県と山口県との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域	A	昭58.4.12	"

注) 該当類型の符号は、水質汚濁に係る環境基準に関する告示(昭和46年環境庁告示第59号)別表2による。